

青梅都市計画生産緑地地区の変更（案）

青梅都市計画生産緑地地区の変更について

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。

生産緑地の指定を受けた土地は、生産緑地法により、農地等として管理、保全することが義務づけられ、農地等以外の利用が制限されています。

本案は、農業の主たる従事者の死亡などによって買取り申出が行われ、行為制限が解除になった生産緑地について、生産緑地地区から削除するとともに、改正した青梅都市計画生産緑地地区指定方針および同指定基準等にもとづき、手続を進めてきた農地等について、新たに生産緑地地区へ追加するため、青梅都市計画生産緑地地区を変更しようとするものです。

生産緑地地区の都市計画変更スケジュール

年 月	令和元年度		令和2年度								
	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
都市計画変更手続き	都市計画案の作成		27日 都へ「協議書」を提出	27日 都から「協議結果通知書」を受理	8日～22日 都市計画案の公告・縦覧	8日 都市計画審議会・諮問	関係図書等の作成			1日 都市計画決定・告示・縦覧	関係図書の送付
			18日 農業委員会へ意見照会	4日 農業委員会からの回答							
広報による周知					1日 掲載・縦覧 広報おうめ						1日 掲載・決定 広報おうめ

青梅都市計画生産緑地地区の変更（青梅市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種類および面積

種 類	面 積
生 産 緑 地 地 区	約 1 2 7 . 9 2 h a

理 由

公共施設等の用地または買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するとともに、農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。

新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 事 項	変 更 後
701地区 129.27ha	○削除のみ 44筆、△2.76ha (<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為制限解除 42筆、△2.66ha ・ 公共施設転用 2筆、△0.10ha)	告示日時点 704地区 127.92ha
内 訳 ○旧法第1種指定 12.70ha ○現法指定 116.57ha (<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初告示日 昭和50年 12月26日 ・ 前回告示日 令和元年 10月1日)		内 訳 ○旧法第1種指定 11.48ha ○現法指定 116.44ha
	○追加のみ 42筆、1.37ha ○精査によるもの 0.04ha	